

「災害に強い首都「東京」形成ビジョン 改定案」に対する 意見募集の結果について

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の対象

- ・「災害に強い首都「東京」形成ビジョン 改定案」

(2) 意見の提出方法

- ・専用フォーム、郵送、電子メール

2. 結果の概要

(1) 意見提出者

- ・個人12名、法人(会議体等を含む)5団体、2自治体

(2) 頂いたご意見の主な内容と頂いたご意見に対する考え方

- ・次ページ以降

	頂いたご意見（要約）	頂いたご意見に対する考え方
0	全体	
1	<p>「マンション防災の推進」が新たに位置付けられた点は評価できる。一方で、都民の約6割がマンション等の共同住宅に居住している現状を踏まえると、ビジョン全体におけるマンション防災の記載は限定的であり、水害対策及び複合災害対策の強化策にも、マンション防災対策を追加すべき。</p>	<p>東京の住まい方の特徴として、約900万人の都民がマンション等の共同住宅に居住していることから、災害時でも生活が継続できるよう「マンション防災」をさらに推進する必要があると認識して、ビジョン改定に合わせて当該記載を追記しております。マンション防災の取組は、地震対策を主眼に記載しておりますが、水害対策や複合災害対策に対しても、副次的に有効な施策であると認識しており、さらに関係者と協力して取組を推進してまいります。</p>
2	<p>約900万人の都民がマンション等の共同住宅に居住している実態を踏まえ、「マンション防災の推進」が新たに位置付けられたことは、地震対策の観点から評価できる。また、「東京とどまるマンション」の普及や防災資器材確保への支援が示された点も、都民の安心につながる取組である。更に具体策として、耐震化推進サポート事業や防災備蓄敷材補助が挙げられているが、東京に多く存在するマンションオフィスの長周期地震動への備えとして、地震時の什器備品類の転倒・移動対策が必要であることから、耐震防止器具の規格制度・認定制度、有資格者の認定制度などへの支援・補助を盛り込んでいただきたい。</p>	<p>いただいたご意見は、東京の特性を踏まえた防災の在り方を検討する上で重要な視点であると認識しております。</p> <p>本ビジョンでは、国と東京都が共通の認識のもと、ハード・ソフト両面から防災まちづくりを推進していく基本的方向性を整理していることから、個別に検討・推進される事項を網羅的に示すことまではしていませんが、耐震転倒・移動防止器具の規格・認定制度や、有資格者制度の整備・支援といったご意見については、今後の施策の検討や取組を進める上での参考とさせていただきます。</p>
3	<p>首都「東京」の防災を考えるにあたっては、地震や風水害といった自然災害対策に加え、安全保障の視点や、合流式下水道における雨天時の河川放流対策といった都市特有の課題も併せて検討する必要があると考える。</p> <p>これらの課題への対応にあたり、東京外かく環状道路（関越～東名）事業によって既に掘削された大深度トンネルの有効活用を検討すべきではないか。東京外かく環状道路事業は、事業費が当初計画から大幅に増大している一方、開通区間における交通量増加や渋滞の発生など、誘発交通による影響も指摘されている。カーボンニュートラルの実現が求められる中、首都「東京」では、自動車依存を前提としたインフラ整備ではなく、公共交通を軸とした持続可能な都市構造への転換が必要である。</p> <p>一方、野川流域をはじめとする多摩川流域では、豪雨時における洪水対策や、合流式下水道からの未処理下水の河川放流が依然として課題となっている。調節池等の整備が進められているものの十分とは言えず、悪臭やごみの流出など、生活環境や水環境への影響が生じている。住宅が密集する都市河川において、このような状況が続いていることは、首都「東京」として看過できない問題である。</p> <p>さらに、多摩川周辺では大規模な洪水・内水氾濫が想定されており、避難経路の確保が困難な地域も多い。高規格堤防や高台まちづくりは長期的な取組となるため、それまでの間の実効的な対策が求められる。加えて、武力攻撃事態等を想定した一時避難シェルターについても、地下施設の確保が郊外部では難しい現状がある。</p> <p>こうした複合的な課題を踏まえると、外環事業で既に掘削された大深度トンネルを、河川の洪水調節池や合流式下水道の貯留施設として活用するとともに、一部を一時避難シェルターや備蓄機能として転用することが考えられる。これにより、洪水・水質対策、安全保障、環境負荷低減を同時に図ることが可能となり、地上部を緑地として活用することで、環境と防災が調和した首都「東京」の形成につながる事が期待される。</p>	<p>首都「東京」における防災対策に加え、安全保障の観点や河川の水質改善対策、さらには既存インフラの有効活用を併せて検討すべきとのご指摘は、首都としての機能や都市環境のあり方を考える上で重要な視点であると認識しております。</p> <p>一方で、本ビジョンは、主として大規模自然災害を念頭に、首都「東京」における災害リスクを踏まえた防災・減災対策の方向性を整理しております。また、東京外かく環状道路については、首都圏の渋滞緩和、環境改善や円滑な交通ネットワークを実現する上で、重要な道路と認識しております。いただいたご意見については、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、多摩川流域における洪水対策や内水氾濫対策については、これまでも調節池や雨水幹線の整備等のハード対策と、情報提供や避難体制の強化等のソフト対策を組み合わせ取り組んできており、今後も状況を踏まえながら着実に進めてまいります。また、高規格堤防や高台まちづくりについては、長期的な取組であることを踏まえつつ、段階的・多層的な対策を推進する考え方を本ビジョンにおいて示しています。</p>

	頂いたご意見（要約）	頂いたご意見に対する考え方
1	はじめに	
4	<p>令和6年1月に発生した能登半島地震の教訓が重要であることは理解するが、現行の記述は複合災害が発生したという事実紹介にとどまっており、東京で同様の事態が生じた場合の具体的な備えが十分に示されていないと感じる。能登半島地震では、道路寸断による交通麻痺や地域の孤立、長期にわたる生活支障が顕在化した。首都「東京」においても、都心部の交通麻痺と多摩地域の孤立が同時に発生する可能性は否定できない。</p> <p>このため、多摩地域における孤立リスクの評価、道路寸断時の代替輸送手段の確保、長期避難を前提とした生活支援について、能登半島地震の教訓を踏まえた具体的な対策の方向性を示すことが望まれる。</p>	<p>令和6年1月に発生した能登半島地震において、道路寸断による交通麻痺や地域の孤立、長期にわたる生活機能の低下が生じたことは、複合的な影響が重なる災害リスクを考える上で重要な教訓であると認識しております。これらの教訓を踏まえ、東京において想定される複合的な災害リスクへの備えに関する考え方について、本ビジョンに補足・追記しております。</p> <p>なお、多摩地域を含む各地域の特性を踏まえた具体的な施策展開については、地域別・災害別に策定される他の防災関連計画等と相互に補完しながら、多様な観点から、より網羅的かつ効果的な防災・減災対策が展開されることが重要であると考えております。こうした取組展開の方向性を本ビジョンに補足・追記するとともに、今後も関係計画や施策との連携のもと、地域の実情に即した防災・減災対策の充実が図られるよう取り組んでまいります。</p>
2	首都「東京」の災害リスク	
5	<p>首都「東京」の災害リスク（東京のまちづくり）では、江戸から現在に至る東京の形成過程が丁寧に整理されている一方、記述の中心は区部に置かれており、多摩地域の位置づけがほとんど示されていない点に違和感を覚える。</p> <p>多摩地域は、山地・丘陵・河川が複雑に分布し、土砂災害や河川氾濫、道路寸断による孤立リスクが高い地域であるとともに、首都圏の生活や産業を支える重要な基盤でもある。首都「東京」全体のレジリエンスを高めるためには、多摩地域を「周縁」としてではなく、首都を構成する重要な要素として明確に位置付ける必要がある。このため、多摩地域の地形・土地利用・人口動態を踏まえた災害リスクの整理を加えるとともに、首都機能を支える地域として防災力を強化していく方向性を示すことが望まれる。</p>	<p>首都「東京」の災害リスク（東京のまちづくり）の項目では、江戸から現在に至る東京の形成過程を、まちづくりの視点から整理しているため、江戸の成立以降、都市構造や機能が集積してきた区部を中心とした記述構成としております。</p> <p>また、近年の気候変動の影響等を踏まえ、首都「東京」において特に甚大な浸水被害が想定される水害リスクについては、低平な地形が広がる東部低地帯を中心に整理しております。このことから、流域治水の考え方やこれまでの主な取組を説明するにあたり、言及している河川については、東部低地帯に位置する利根川、荒川、江戸川、神田川等が中心となっております。</p> <p>一方、多摩地域については、山地・丘陵部を含む地形特性を有し、区部とは異なる災害リスクを抱えている地域であると認識しております。このため、多摩地域の特性を踏まえた災害リスクについて、補足・追記しております。</p> <p>本ビジョンに示した基本的な考え方を踏まえつつ、本ビジョンに記載のない取組についても、地域別・災害別に策定される他の防災関連計画等と相互に連携・補完しながら、検討・充実が図られていくものと考えております。</p>
6	<p>下記のとおり、新たな箇条を追加されたい。</p> <p>加えて、首都「東京」は、国家の政治・行政・経済の中核機能が高度に集積しているとともに、防衛省・自衛隊の主要施設や、荒川・江戸川等の治水上枢要な水門・堤防、基幹的エネルギー施設等の重要インフラが集中していることから、武力攻撃等の有事の際には、これらの施設が標的となることにより、堤防・水門の損壊を起点とした大規模氾濫、延焼火災、ライフライン途絶等、自然災害と同等以上の壊滅的な都市災害が連鎖的に誘発されるリスクを有する。昭和20（1945）年の東京空襲では、連日の爆撃により都区部の約28%、約195km²が焼失するなど、首都への攻撃が大規模都市災害と同質の惨禍をもたらした歴史的事実がある。かかる認識のもと、本ビジョンにおいても、武力攻撃等の人為的事象に起因する「人為的複合災害リスク」を射程に含め、重要インフラの強靱化・冗長化及び市街地の防災性向上を図ることが必要と考える。</p>	<p>首都「東京」が政治・行政・経済の中核機能や重要インフラを高度に集積しており、ひとたび重大な機能障害が生じた場合には、我が国全体に甚大な影響を及ぼし得るといご指摘は、重要な視点であると認識しております。</p> <p>一方、本ビジョンは、主として大規模自然災害を念頭に、災害リスクを踏まえた防災・減災対策の方向性を整理することを目的としております。このため、武力攻撃事態等の人為的事象への対応については、国民保護法等に基づく別途の制度・計画体系において整理されるものとして、本ビジョンにおいて新たに項目として明示的に位置づけることは想定しておりません。引き続き、本ビジョンの目的と位置づけを踏まえ、首都「東京」の防災性・強靱性の向上に取り組んでまいります。</p>

	頂いたご意見（要約）	頂いたご意見に対する考え方
7	<p>「大規模災害に対する東京の脆弱性」において、ゼロメートル地帯や木造住宅密集地域、ライフライン途絶といった区部を中心とするリスクが具体的に示されている点は評価できる。一方で、多摩地域における脆弱性については記述が限定的であり、実態との間にギャップがあると感じる。</p> <p>多摩地域は、山間部における土砂災害リスクに加え、道路の代替性が低いことから、交通寸断や地域の孤立が生じやすい特性を有している。実際、豪雨時に一時的な道路の通行止めが発生するだけでも、日常生活や事業活動に大きな影響が生じる地域が存在する。こうした影響は、大規模災害時にはさらに深刻化することが想定される。</p> <p>首都圏全体の防災力を高める観点からは、区部のみならず、多摩地域についても同程度の解像度で脆弱性を整理することが重要である。このため、多摩地域における土砂災害、道路寸断、孤立リスクを明示するとともに、首都直下地震と豪雨が重なった場合の複合災害シナリオを例示するなど、地域特性を踏まえた記述の充実を図ることが望まれる。</p>	<p>「大規模災害に対する東京の脆弱性」については、首都「東京」において、大規模災害発災時における被害規模や首都機能への影響を踏まえ、特に影響が大きいと想定される代表的な都市災害リスクとして、ゼロメートル地帯や木造住宅密集地域などの都市構造上の脆弱性を中心に記載しています。</p> <p>このため、地域ごとの災害特性を同一の解像度で整理する構成とはしていませんが、多摩地域については、山間部や丘陵地、河川流域を含む地形条件を有し、土砂災害や交通分断等のリスクが顕在化しやすい地域であるとともに、首都圏全体の生活や産業を支える重要な役割を担っているものと認識しております。このため、多摩地域の特性を踏まえた災害リスクについて、本ビジョンに補足・追記しております。</p> <p>地域特性に起因する脆弱性については、本ビジョンに示した考え方を踏まえつつ、災害リスクが特に高いゼロメートル地帯などの地区における取組の整理や知見を基礎として、東京全体の強靱化に向けて展開していくことが重要であると考えております。</p>
8	<p>「大規模災害に対する東京の脆弱性」において、鉄道等の公共交通や道路、通信の途絶リスクが指摘されている点は妥当である。一方で、これらが途絶した場合に、どのような代替手段によって人や物、情報を確保するのかという視点が十分に示されていないと感じる。</p> <p>実際、鉄道や道路のいずれかが停止するだけでも、通勤や業務、物流、医療へのアクセスに大きな影響が生じる。大規模災害時には、こうした影響が広域かつ長期に及ぶことが想定されることから、交通・通信途絶を前提とした対応の方向性をあらかじめ示しておくことが重要である。</p> <p>このため、自転車道ネットワークの強化、河川舟運やヘリポートの活用など、代替的な交通・輸送手段の確保に関する考え方を明記するとともに、通信途絶時における防災無線、広報車、掲示板等による情報伝達手段を具体的に示すなど、実効性ある備えの方向性を示すことが望まれる。</p>	<p>大規模災害時における鉄道・道路・通信の途絶が、通勤のみならず、物資輸送や医療アクセスなど都市活動全体に深刻な影響を及ぼし得るというご指摘については、重要な視点であると認識しております。「大規模災害に対する東京の脆弱性」の項目では、災害時に交通・通信が途絶することにより生じる都市機能への影響を整理し、首都「東京」が抱える構造的な課題を明らかにすることを主眼としております。このため、当該箇所では、リスクの所在や影響の大きさを俯瞰的に示す記載としております。</p> <p>一方で、交通途絶時の代替手段や早期の交通確保に関する具体的な取組の方向性については、例えば、「緊急輸送道路等の強靱化・早期交通確保」では、緊急輸送道路ネットワークの確保や、被災後の迅速な交通機能回復に向けた取組を示すと同時に、「河川防災施設の活用による早期復旧」においては、河川空間等を活用した代替輸送の可能性についても触れております。</p> <p>このように、本ビジョンにおいては、災害リスクの整理と、それに対応する施策の方向性を章立ての中で整理しており、交通途絶時の対応についても、後段で位置づけております。引き続き、本ビジョン全体として、災害時における都市機能の維持・早期回復の観点から取りまとめてまいります。</p>

	頂いたご意見（要約）	頂いたご意見に対する考え方
9	<p>マンションの中高層階において、エレベーター停止時に在宅避難が困難となる可能性があることを明記している点は重要であり、評価できる。一方で、こうした課題に対して、行政としてどのような支援を講じるのかという具体的な方針が十分に示されていない点に不安を感じる。</p> <p>このため、在宅避難者向けの物資供給や給水、簡易トイレ、モバイル電源等に関する基本的な考え方を明記するとともに、自治会や管理組合との連携を前提としたマンションにおける在宅避難支援のモデルを提示するなど、在宅避難を前提とした支援の方向性が示されることを望む。</p>	<p>マンション居住者を中心とする在宅避難については、災害時にエレベーターの停止等により日常生活の継続が困難となる場合があることから、改定案において、東京が抱える災害時の脆弱性の一つとして位置付けております。</p> <p>また、在宅避難を前提とした場合、水・食料・トイレ・電源等の確保が、マンション居住者にとって極めて現実的かつ重要な課題であるのご指摘についても認識しております。在宅避難者への支援については、本ビジョンに基づき、区市町村が策定する地域防災計画や各種個別計画等において、物資供給拠点の確保、応急給水、携帯・簡易トイレの確保、電源対策等を含め、地域の実情に応じた取組が進められております。あわせて、マンションにおける在宅避難の実効性を高めるためには、管理組合や自治会等が主体となった備えや共助の取組が重要であることから、こうした取組を促進するための支援や情報提供を行っております。</p> <p>本ビジョンでは、在宅避難の重要性やその前提となる課題を明示することで、行政・地域・住民それぞれが役割を認識し、連携した取組につなげていくことを意図しております。いただいたご意見を踏まえ、今後も関係区市町村や関係機関と連携しながら、マンション居住者を含む在宅避難の実効性向上に向けた取組を進めてまいります。</p>
3 これまでの取組と課題		
10	<p>「水害対策（これまでの取組）」において、利根川・荒川・江戸川・神田川などを中心とした流域治水やダム・調節池の整備が詳しく記載されている点は理解できる。一方で、多摩川や秋川といった多摩地域の主要河川についての言及は相対的に少なく、地域の実態が十分に反映されていない印象を受ける。</p> <p>多摩川・秋川流域では、豪雨時の水位上昇が住民生活や事業活動に直結する切実なリスクとなっており、特に山地や中小河川、支川を抱える多摩地域では、区部とは異なる水害特性を有している。こうしたリスクは、首都圏全体の防災を考える上でも重要な要素である。</p> <p>このため、多摩川・秋川流域における流域治水の基本方針や具体的な取組を明記するとともに、山地部や中小河川・支川を含めた多摩地域の水害リスクについて整理・評価を追加するなど、地域特性に応じた記述の充実を図ることが望まれる。</p>	<p>本ビジョンにおける水害対策の記述では、近年の気候変動等を踏まえ、水害リスクが特に高い東部低地帯を中心に、甚大な浸水被害が想定される河川を代表例として挙げ、流域治水やこれまでの主な取組を整理していることから、言及している河川名については、東部低地帯に位置する利根川、荒川、江戸川、神田川等が中心となっております。</p> <p>一方で、多摩川・秋川流域を含む多摩地域についても、本ビジョンで示す水害対策及び流域治水の基本的な考え方の対象としており、河川整備、雨水貯留・浸透対策、関係機関との連携等を通じた取組が進められております。</p> <p>ただし、本ビジョンは都全体の防災施策の基本的な方向性を示すものであり、地域や河川ごとの施策内容を網羅的に記載する構成となっていないことから、記載する河川名に差が生じているものです。</p> <p>なお、多摩川・秋川流域を含む多摩地域の水害リスク評価や具体的な対策については、河川整備計画や流域治水プロジェクト等において個別に整理・推進しており、引き続き関係機関と連携しながら取り組んでまいります。</p>
11	<p>高規格堤防について、「一連区間の一部整備であっても安全性が格段に向上する」と記載されているが、その効果を裏付ける定量的・客観的な根拠が示されていない点に疑問がある。</p> <p>事業主体である国として、「安全性が格段に向上する」と評価する以上、越水・侵食・破堤確率の低減等について、具体的な指標やデータを用いて説明すべきである。こうした根拠が明示できないのであれば、高規格堤防事業は、その有効性や妥当性が十分に確認されていないものとして、推進すべきではないと考える。</p>	<p>高規格堤防の規格構造については、河川管理施設等構造令等において、高規格堤防設計水位以下の水位の流水の作用に対して耐えることができ、予想される荷重によって洗掘破壊、滑り破壊または浸透破壊が生じないものとして、技術的基準が定められています。</p> <p>本ビジョンは、こうした河川整備の考え方を前提に、首都「東京」における防災まちづくりの方向性を示すものであり、当該記述は、上記のような構造的な特性を踏まえ、その治水上の有効性に基づき整理したものです。</p> <p>今後とも、事業の必要性や効果についての理解促進が図られるよう取組むことが重要であると考えております。</p>

	頂いたご意見（要約）	頂いたご意見に対する考え方
12	<p>高規格堤防について、「氾濫時には周辺住民等の緊急的な避難場所や様々な活動拠点として機能する」と記載されているが、こうした機能が法令上または制度上、どのように位置付けられているのかが明確に示されていない点に疑問がある。</p> <p>事業を推進する以上、「機能する」と評価する根拠として、関連法令や計画上の定義、想定される具体的な運用形態等を明示することは不可欠である。</p> <p>これらの根拠が示されないのであれば、高規格堤防事業は、その有効性や妥当性が十分に説明されていないものとして、推進すべきではないと考える。</p>	<p>避難場所は、災害対策基本法に基づき区市町村長が災害種別ごとに指定する「指定緊急避難場所」等の制度により位置付けられるものであり、高規格堤防であること自体が一律に法令上の避難場所指定を伴うものではありません。</p> <p>本ビジョンにおける記載は、高規格堤防が幅の広い高台空間等を形成し、自治体の指定や地域防災計画等での位置付け・運用がなされる場合に、周辺住民の一時的な退避や救助・物資輸送等の拠点として活用し得るという多面的効果を記載しております。今後とも、関係機関と連携し、指定状況や運用の考え方の周知・説明に努めてまいります。</p>
13	<p>高規格堤防の整備状況について、「全ての形状を含む整備済み延長」を江戸川で1.9km（8.6%）としているが、現行（令和2年策定）版では同じ1.9kmでありながら整備率は8.4%と記載されている。延長が同一であるにもかかわらず整備率が異なる理由について、算定方法の違い等を含め、説明が必要である。</p> <p>また、いずれの数値を採用したとしても、策定から5年を経て江戸川沿いでは約100mの進捗にとどまっており、整備完了の目標や見通しが示されていない。進捗が極めて緩慢で、費用や期間の妥当性について十分な説明がなされていない現状を踏まえると、高規格堤防整備事業は推進すべきではないと考える。</p>	<p>令和2年度末に下妙典地区が完成したことにより、江戸川での整備率が増加しました。また、高規格堤防整備は、まちづくりと一体的に進めるために完成までに時間を要することもあります。これまでに整備された区間においては、治水上の安全性の向上や市街地環境が改善されており、引き続き必要な区間において事業を進められています。</p>
4 災害に強い首都「東京」の形成に向けた基本的な考え方		
14	<p>令和元年東日本台風により、世田谷区二子玉川付近で多摩川が溢水した事例について、本ビジョンでは被害の発生事実にとどまった記載となっている。しかし、本件は、堤防整備を巡る住民との合意形成に長期間を要し、未整備区間が残存した結果、実際に氾濫が発生したという、極めて重要な教訓を含んでいる。</p> <p>本ビジョンでは、水害リスクに対する認識不足が課題として指摘されているが、本件は、景観や環境への配慮が優先され、治水対策の実施が遅れたことが、都市部において深刻な被害を引き起こした具体例と考える。インフラ整備において、一部の反対意見やリスクへの理解不足が、都市全体の安全性を低下させ得るとする点を明示することは、今後の防災まちづくりにおける住民理解・協力の重要性を示す上で有効である。</p> <p>あわせて、氾濫後に堤防整備が急速に進展した事実も含め、「災害が起きてからでは遅い」という認識を都民・国民と共有するため、本事例の経緯を「過去の教訓」として、より具体的にビジョンへ記載すべきである。</p>	<p>ご指摘いただいた通り、住民の皆様には、防災まちづくりの重要性についても、ご理解・協力をいただきながら合意形成を行うことが不可欠です。</p> <p>過去の事例については、各地域において取組を進めていく際の住民の皆様への説明等の参考とさせていただきます。引き続き、大規模洪水や首都直下地震などによる壊滅的な被害を回避するための防災まちづくりの重要性を丁寧に説明してまいります。</p>
15	<p>【下線部追記提案】</p> <p>防災拠点建築物について、倒壊・崩壊を防止するだけでなく、機能継続を図るため、耐震設計や、ライフライン（電力、ガス、上下水道等）の途絶時における対応性の向上等の対策を進める。<u>あわせて、AI・量子コンピューター等の先端技術の活用を基盤とした中長期的な社会においても安定した防災・応急対応機能を維持できるよう、データセンター等の情報処理拠点を含む通信インフラの耐災害性の向上及び機能継続性の確保を図る。</u></p>	<p>昨今、通信インフラは生活に欠かせない重要なものとなっており、ご指摘いただいた内容は重要な視点だと認識しております。</p> <p>一方で、当該項目は防災拠点建築物についての記載であり、対象建築物は、大地震時に地域防災計画や組織のBCPに基づき防災拠点として機能継続することが期待される建築物であり、庁舎、避難所、病院等を想定しています。本ビジョンへの追記は見送らせていただきますが、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
16	<p>震災時の生活基盤の維持について水道管の耐震化の記載がされているが、事前防災・減災の実効性確保および被災地の迅速な生活・経済再建の観点から民間保険等の活用を戦略的に位置づけ、都が主導し、関係団体とも連携して、保険や共済の普及・促進を推進していくことが必要と考える。</p>	<p>本ビジョンは、災害に強い首都「東京」の形成に向け、公助として取り組む防災・減災施策の基本的方向性を整理していることから、保険や共済の普及・促進といった自助の取組について、示すことまでは想定しておりませんが、ご意見につきましては、今後の取組を検討する際の参考とさせていただきます。</p>

	頂いたご意見（要約）	頂いたご意見に対する考え方
17	<p>本ビジョンでは、「エレベーターの早期復旧に向けたメーカーとの連携強化」が掲げられているが、その具体的な取組内容が十分に示されていない。特に、在宅避難を推進する方針の下では、エレベーター停止が高齢者や障害者にとって深刻な移動障壁となるため、発災後の早期復旧が重要である。一方、大規模災害時には、保守点検員の人員不足等により、専門業者による復旧対応には相当の時間を要することが想定される。このため、管理員や居住者が正しい知識を身に付け、安全確認後の再始動手順や閉じ込め時の補助等を行えるようにする「早期復旧講習」の普及を進めることが有効である。現状の「メーカーとの連携強化」という抽象的な表現に加え、管理組合や居住者を対象とした講習の実施と、それに対する行政の支援を具体的に明記することで、自治体による補助制度の整備や、各メーカーによる講習内容の標準化が進むことも期待される。こうした取組は、専門業者の対応を補完し、住民が主体的に復旧に関与する「共助」を促進するものとして、都市のレジリエンス向上に資する。</p> <p>以上を踏まえ、エレベーターの早期復旧に向けた施策として、「早期復旧講習」の実施およびその普及支援を、改定案に具体的に位置付けることが望まれる。</p>	<p>ご指摘いただいた通り、エレベーター停止について、住まいの管理を担う方やお住まいの皆様が正しい知識を身に付けて対応できるようになることは、早期復旧に有効な手段となりうるものと考えます。</p> <p>一方で、メーカー等の保守点検業者以外が復旧を行う場合における事故の危険性や二次災害の可能性も十分に考慮すべきであると考えます。</p> <p>いただいたご意見については、行政として支援できることを関係者で検討する際の参考とさせていただきます。</p>
5 災害に強い首都「東京」の形成するための具体的な取組方策		
18	<p>災害時の対応として、増水や地震といった個別事象への対策に加え、発災後の避難生活を支える避難所環境の整備をより重視すべきである。学校体育館は現状、夏季・冬季ともに居住性に課題があるため、冷暖房の整備、プライバシー確保のためのテント設置、清潔で使いやすい洗面所・トイレの整備等を全国的に進め、避難生活の安全性・快適性を高める明確な計画を策定することが必要である。</p>	<p>避難中の安全性・快適性の確保について、重要な視点だと認識しております。いただいたご意見は、最低限の避難生活水準の確保を実現するための検討の参考とさせていただきます。</p>
19	<p>特別区の多くは下水道合流地域であり、局地的集中豪雨時には、汚水流量を抑制することが浸水被害軽減につながる。気象情報等と連動して「大雨時には風呂の水を流さない」など、都民一人ひとりが実践できる行動を広く周知することで、大きな効果が期待される。このため、既存の啓発内容をさらに強化し、下水道管理者である東京都下水道局が主体となって、集中的かつ継続的な広報を行うことが重要である。</p>	<p>特別区の多くが合流式下水道区域であり、局地的な集中豪雨時における下水道への流入抑制は、内水氾濫リスクの低減に資する重要な観点であると認識しております。また、豪雨時の行動変容による被害の軽減について、一定の効果が期待されると考えております。</p> <p>本ビジョンは、国と東京都が共通の認識のもと、ハード・ソフト両面から防災まちづくりを推進していくための基本的方向性を整理していることから、豪雨時において都民一人一人が実践できる行動の周知・啓発については、防災対策全体の実効性を高める上で重要であると認識しており、下水道管理者である東京都下水道局を含む関係者と連携しながら、総合的な防災・減災の取組を推進してまいります。</p>
20	<p>下水道施設の整備・強化に関して、大規模整備には長期間を要することから、短期対策と併せて、新規開発技術の積極的活用を明確に位置付ける旨の記述追加を求める。</p>	<p>インフラ分野における新たな技術の活用は重要な視点だと認識しています。</p> <p>一方で、新たな技術の導入にあたっては、効果や信頼性等について必要な検証・評価を行い、事業への適用の可否を慎重に見極めていくことが重要であると考えます。</p> <p>こうした新技術の活用に関する考え方については、本ビジョンに追記しております。</p>

	頂いたご意見（要約）	頂いたご意見に対する考え方
21	<p>「計画策定による誘導・・・（途中省略）・・・幅を明示する」の記載について、高規格堤防は、越流や破堤に対する機能に限界があり、治水安全性の向上や、避難場所・活動拠点としての活用効果は限定的であると考えます。加えて、事業の進捗は極めて遅く、費用や整備期間についても見通しが立っていない。</p> <p>一方で、粘り強い河川堤防や連続地中壁工法など、より現実的で実効性の高い代替手法も存在している。これらを踏まえると、高規格堤防整備を「高台まちづくり」として位置付けることは適切とは言えない。</p>	<p>高規格堤防は、現時点において、越水、浸透、侵食といった要因による堤防の決壊を回避する唯一の手法であり、河川構造令や河川砂防技術関連基準等に基づき、市街地において段階的に整備が進められてきたものです。</p> <p>また、高規格堤防の幅の広い高台空間等の形成により、周辺住民の一時的な退避や救助・物資輸送等の拠点として活用が期待されます。</p> <p>今後も、多様な治水対策を総合的に組み合わせながら、国・都・地元自治体・関係機関が連携し、流域全体での防災・減災対策を推進してまいります。</p>
22	<p>「沿川の開発の機会を捉えた高規格堤防等の整備」の記載について、高規格堤防整備は、越流や破堤に対する機能に限界があり、治水安全性の向上や、避難場所・活動拠点としての活用効果は極めて限定的である。加えて、事業の進捗は遅く、費用や整備期間についても見通しが立っていない。</p> <p>一方で、粘り強い河川堤防や連続地中壁工法など、より現実的で実効性の高い代替手法が存在している。これらを踏まえると、高規格堤防整備を沿川開発と結び付けて推進することは適切とは言えない。</p>	<p>高規格堤防は、現時点において、越水、浸透、侵食といった要因による堤防の決壊を回避する唯一の手法であり、河川構造令や河川砂防技術関連基準等に基づき、市街地において段階的に整備が進められてきたものです。</p> <p>また、高規格堤防の幅の広い高台空間等の形成により、周辺住民の一時的な退避や救助・物資輸送等の拠点として活用が期待されます。</p> <p>今後も、多様な治水対策を総合的に組み合わせながら、国・都・地元自治体・関係機関が連携し、流域全体での防災・減災対策を推進してまいります。</p>
23	<p>高台まちづくりを進める手法として、土地区画整理事業は有効であり、本ビジョンからもその活用が想定されていると受け取れる。このため、区や民間主体に依存するだけでなく、都自らが施行主体となって土地区画整理事業を実施し、高台まちづくりを強力に推進していくことが重要である。</p> <p>現在、都施行の土地区画整理事業は限られた事例にとどまっているが、防災性向上を目的とした高台まちづくりの観点から、新たに都が主体となる区画整理の実施を検討することが望まれる。</p>	<p>高台まちづくりを進める上で、土地区画整理事業が土地利用の更新や基盤整備を一体的に進め得る有効な手法であり、都が主体的に関与して推進すべきところのご指摘は重要な視点であると認識しております。</p> <p>本ビジョンでは、東部低地等における高台機能の確保を含め、災害に強い都市構造の形成に向けた基本的方向性を整理しており、その実現に向けた手法の一つとして土地区画整理事業の活用を位置付けております。一方で、土地区画整理事業の施行主体（都施行・区施行・組合施行等）の選択は、対象区域の実情、事業規模、合意形成の状況、財政負担や事業執行体制など、個別の条件を踏まえて判断されるべき事項であり、本ビジョンにおいて都施行を一律に位置付けることは想定しておりません。</p> <p>なお、首都「東京」の防災・減災の取組を実効性あるものとするためには、都が果たす役割に加え、区市町村、国、民間事業者等の多様な主体がそれぞれの役割に応じて連携して取り組むことが重要であると認識しております。</p> <p>今後とも、関係機関と連携しながら、地域の実情に応じて適切な事業手法が選択され、防災・減災に資するまちづくりが着実に進むよう取り組んでまいります。</p>

	頂いたご意見（要約）	頂いたご意見に対する考え方
24	<p>「高台まちづくり」により激甚化する風水害から都民を守る方針が示され、その一環として高規格堤防の整備促進が位置付けられている。しかし、水害時の避難の基本は河川や海から離れることであり、河川沿いに高台を整備して避難誘導を行うことについては、安全性の観点から慎重な検討が必要である。高規格堤防は、堤防高が通常の堤防と大きく変わらず、盛土を基本とした構造であることから、洪水のみならず地震に対する脆弱性も指摘されている。</p> <p>一方で、堤防の強靱化に関しては、フロンティア堤防やアーマーレビー工法など、より耐久性の高い対策が既に確立されており、海外では最新技術を活用した堤防補強も進められている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、首都「東京」においては、最先端の技術を活用した、より強靱で信頼性の高い治水対策を重視すべきであり、「高台まちづくり」の中に高規格堤防整備を位置付けることについては再検討が必要であると考えられる。</p>	<p>水害時の避難の基本は、河川や海から離れる方向に早期に避難することであり、大規模水害が想定される場合には、広域避難などの事前避難を行うことが重要です。本ビジョンにおいても、大規模水害時には事前の避難行動を基本としています。その上で、高規格堤防を含む高台は、想定を超える事態が発生した場合における緊急安全確保先として位置付けているものとなります。</p> <p>高規格堤防については、計画高水位に対する堤防高自体は通常堤防と同等であるものの、堤防幅を大幅に拡幅し、緩勾配とする構造とすることで、現時点において、越水、浸透、侵食といった要因による堤防の決壊を回避する唯一の手法として、国において長期的な治水対策の一つとして位置付けられている施策です。適切な設計・施工や必要に応じた地盤改良を前提とすることで、水害のみならず地震に対する安定性の向上も図られる構造となっています。</p>
25	<p>「高規格堤防等の整備による高台づくり・・・（途中省略）・・・理解促進に努める。」の記載について、高規格堤防は、越流や破堤に対する機能に限界があり、治水安全性の向上や、避難場所・活動拠点としての活用効果は限定的であると考えられる。加えて、事業の進捗は極めて遅く、費用や整備期間についても見通しが立っていない。</p> <p>一方で、粘り強い河川堤防や連続地中壁工法など、より現実的で実効性の高い代替手法も存在している。これらを踏まえると、高規格堤防整備を「高台まちづくり」として位置付けることは適切とは言えない。以上の理由から、本ビジョンにおいて「高規格堤防」を施策として位置付けることは妥当性を欠いており、当該表記は削除すべきである。</p>	<p>高規格堤防は、現時点において、越水、浸透、侵食といった要因による堤防の決壊を回避する唯一の手法であり、河川構造令や河川砂防技術関連基準等に基づき、市街地において段階的に整備が進められてきたものです。</p> <p>また、高規格堤防の幅の広い高台空間等の形成により、周辺住民の一時的な退避や救助・物資輸送等の拠点として活用が期待されます。</p> <p>今後も、多様な治水対策を総合的に組み合わせながら、国・都・地元自治体・関係機関が連携し、流域全体での防災・減災対策を推進してまいります。</p>
26	<p>「土地区画整理事業・・・（途中省略）・・・手法や仕組みを検討する」の記載について、土地区画整理事業に高規格堤防整備のための種地導入を組み入れることは、照応原則に背反するおそれがあり、妥当性や整合性を十分に整理した上で検討すべきであると考えられる。</p>	<p>土地区画整理事業における照応原則との関係や、高規格堤防整備のための種地導入を制度的に位置付けることの妥当性についてのご指摘は、制度運用や事業実施の観点から重要な論点であると認識しております。</p> <p>本ビジョンにおける「土地区画整理事業の活用」に関する記載は、高規格堤防整備を目的として一律に種地導入を義務付けるものや、具体的な制度設計を示すものではなく、沿川の開発や土地利用更新の機会を捉え、防災・減災に資するまちづくりを進めていくための方向性を示したものです。</p> <p>いただいたご意見も参考に、慎重に検討してまいります。</p>
27	<p>【下線部追記提案】</p> <p>○ 高規格堤防の整備にあたって、家屋等の移転を必要とする場合、現状では仮移転の後に本移転を実施するという形態により、二度の移転が必要となり、住民等の負担が大きい。このため、仮移転に伴う住民等の負担軽減のため、土地区画整理事業や河川事業等で土地（種地）を確保し、移転用に活用するなど、仮移転の解消につながる手法や仕組みを検討する。あわせて、<u>民間事業者が行うまちづくり事業において、整備区域と地理的に連続しない飛び地的な開発区域の設定を可能とし、当該飛び地を将来における家屋等の移転種地として活用できる手法・仕組みについても検討する。</u></p>	<p>民間事業者の取組との連携はまちづくりに欠かせない重要な視点だと認識しています。</p> <p>本ビジョンは、災害に強い首都「東京」の形成に向けた施策の基本的な方向性として示すこととしており、種地の設定の具体的な内容についてまで記載する構成とはしていませんが、いただいたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

	頂いたご意見（要約）	頂いたご意見に対する考え方
28	<p>【下線部追記提案】</p> <p>○ 堤防天端の河川管理用通路の取扱いや堤防天端道路の建築基準法上の道路としての取り扱い方策等について検討する。<u>あわせて、防災機能を最優先としつつ、高規格堤防の整備によるまちのにぎわいの断絶を防ぐ観点から、堤防天端及び堤防法面の空間について、商業利用・収益事業を含む多様な利活用の取り扱いを検討する。</u></p>	<p>高台まちづくりや高規格堤防の整備を進めるに当たり、堤防天端や法面空間を有効に活用し、にぎわいの断絶を防ぐという観点からの重要な視点であると認識しております。</p> <p>本ビジョンは、災害に強い首都「東京」の形成に向けた施策の基本的方向性を示すこととしており、堤防天端道路の法的な取扱いや、具体的な利活用手法、商業利用・収益事業を含む運用の在り方など、各地区におけるまちづくりの方針や制度運用の詳細までを記載する構成とはしていませんが、いただいたご意見につきましては、今後の各地区におけるまちづくりの方針検討や、高規格堤防整備と一体となった空間活用の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
29	<p>「高規格堤防整備による高台まちづくりへの都市計画制度の活用」の記載について、高規格堤防は高台まちづくりとして必ずしも適切とは言えず、また、都市計画決定の根拠とされている国の都市計画運用指針においても、河川の機能として水害時の避難先となる高台としての役割は明確に示されていない。</p> <p>特に、高規格堤防に関する運用指針の記載には、避難先としての位置付け自体が見当たらず、高規格堤防整備を推進する手段として都市計画制度を活用することについては、慎重な検討が必要であると考えられる。</p>	<p>本ビジョンにおける「高規格堤防整備による高台まちづくりへの都市計画制度の活用」は、都市計画制度および河川の制度の枠組みを前提としつつ、沿川の土地利用更新や再編の機会を捉え、防災・減災に資する都市構造の形成にどのようにつなげていくかという考え方を示したものです。高規格堤防は堤防の決壊を回避するための河川施設として整備するものですが、創出された高台は周辺住民の一時的な退避や救助・物資輸送等の拠点としての活用が期待されます。</p> <p>こうした河川整備とまちづくりの連携について検討を進め、首都「東京」における防災・減災対策を推進してまいります。</p>
30	<p>【下線部追記提案】</p> <p>○ まちづくり等と連携し、堤防決壊による壊滅的な被害を防ぐとともに、良好な都市空間・住環境の提供や、災害時には緊急的な避難場所や活動拠点にもなる高規格堤防の整備を推進する。<u>その際、土木工学の専門的知見に加え、高規格堤防の整備による市街地の断絶を防ぎ、ヒューマンスケールなまちのにぎわいを継続・創出する観点から、建築計画・意匠の専門家の知見を積極的に参照しながら、整備計画の立案・設計を進める。</u></p>	<p>いただいたご意見は、高台まちづくりにおける重要な視点であると認識しております。本ビジョンは、災害に強い首都「東京」の形成に向けた施策の基本的な方向性を示すこととしており、ヒューマンスケールなまちのにぎわいを継続・創出する観点やその計画立案の方策などに係る内容を記載する構成とはしていませんが、ご提案いただいた内容については、今後の各地区におけるまちづくりの方針検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
31	<p>「建設発生土の官民有効利用・・・（途中省略）・・・高規格堤防等への搬入促進を図る」について、高規格堤防整備事業を建設残土の受け入れ先とすることは、土壌の性状・残留コンクリート・建築時の化学物質混入など、宅地として利用する際の不安材料が多く、適切ではないと考える。</p>	<p>本ビジョンにおける「建設発生土の官民有効利用」は、資源循環の観点から、有効活用を図る方向性を示すものであり、品質や安全性が十分に確保された土砂の受け入れを前提としているものです。そのため、実際の活用には当たっては、受入基準に基づく土質確認や異物除去、必要な環境・品質管理等を行った上で、各事業の条件や用途に応じて適切に判断されるべき事項であると考えております。</p>
32	<p>「公園等公共施設の高台化・・・（途中省略）・・・盛土拠点の確保について検討する」の記載について、現行事業の表記や検討項目を挙げているのみであり、ビジョンの表記として適切ではないと見受けられる。長期的なビジョンとしてどのように公園や公共施設を東部低地に「高台化」して配置するのかを示す必要があると考える。</p>	<p>本ビジョンにおける「公園等公共施設の高台化」は、東部低地において高台機能を段階的かつ面的に確保していくための取組の方向性を示したものです。</p> <p>ご意見のありました公園等公共施設の高台配置につきましては、平常時の利用状況なども踏まえ、都や区のみならず、まちづくりにおいて総合的に判断されるべき事項であると考えております。なお、本ビジョンでは、「災害に強い首都『東京』の形成に向けた高台まちづくり整備の基本的な考え方」に基づき、沿川区の区全体及び個別地区における高台まちづくり計画策定を支援するなど、高台化を推進するための取組を位置付けております。</p>

	頂いたご意見（要約）	頂いたご意見に対する考え方
33	<p>【追記提案】</p> <p>○ 公共施設のみによる避難スペースの確保には量的限界があることに鑑み、都内の一定の基準を満たすホテル・旅館等の旅館業施設と事前に協定を締結し、必要に応じて平時から客室の一部を賃借契約により確保しつつ、平時は旅館業者が通常営業において運用することを可能とする「平時活用・有事転用型」の避難スペース確保の仕組みを構築する。これにより、大規模水害発生時ににおいて被災者に優先的かつ速やかに避難場所を提供できる体制を整備する。</p>	<p>避難スペースの整備・確保の推進にあたり、幅広い視野での検討の示唆となるご意見だと認識しています。</p> <p>一方で、当該項目は、公共施設等における避難スペースの確保を推進するための基本的な考え方を示したものであるため、今後の個別計画における施策検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
34	<p>【下線部追記提案】</p> <p>○ 市街地再開発事業において、同ガイドラインの順守や、施設建築物上層階への電気設備等の設置について、リーフレットを相談窓口へ備え付けるなどして事業者へ周知しつつ、計画段階から誘導していく。あわせて、民間事業者等が行うまちづくり・再開発事業において、当該開発区域外の周辺一帯に対し、災害時における電力・通信等のインフラを供給可能な設備（自家発電設備、マイクログリッド対応設備、非常用通信拠点等）を設置した場合に、容積率の緩和・割増、開発負担金の減免等の優遇措置を再開発諸制度に組み込むことを検討する。これにより、民間開発による防災インフラの整備を面的に展開し、地域全体の災害時における自立的なエネルギー・通信確保能力の底上げを図る。</p>	<p>いただいたご意見は、民間事業者の取組との連携が、まちづくりを進める上で一つの重要な視点であると認識しております。</p> <p>現時点においては、まず既存制度の適切な活用を通じて対応を進めていくこととしており、今後の取組を検討する上での参考とさせていただきます。</p>
35	<p>【下線部追記提案】</p> <p>○ 沿川区が「かわまちづくり計画」を策定し、避難だけでなく、「かわ」と「まち」をつなぐ賑わいのある水辺空間の形成に資する建築物等と堤防をつなぐ通路について、河川管理施設として整備する。当該通路が立体的な構造物となる場合は、立体型道路制度（道路法第48条の14以下）等の活用を検討するとともに、単なる避難・通行機能にとどまらず、沿道において収益を生む商業・サービス活動等が可能な空間として機能させるため、通路空間の利活用に係るルール整備・許可手続きの簡素化・収益事業に対する占用許可制度の柔軟な適用など、仕組みの在り方から検討する。</p>	<p>いただいたご意見は、立体道路制度等の活用は都市におけるまちづくりに欠かせない重要な視点だと認識していますが、現時点においては、まず既存制度の適切な活用を通じて対応を進めていくこととしており、今後の取組を検討する上での参考とさせていただきます。</p>
36	<p>「令和7年3月に・・・（途中省略）・・・高規格堤防の施行の幅の明示をする」の記載について、施行の幅を「明示」することが長期的なビジョンとして、その表現が適切かどうか慎重な検討が必要である。高規格堤防に関する表記を見ていると、「高規格堤防事業を推進すること」自体が目的化してしまっているように受け取られる。</p>	<p>本ビジョンにおける施行の幅に関する記載は、仮に高規格堤防等の河川対策が検討される場合において、周辺市街地との調整や土地利用への影響が大きいことを踏まえ、計画段階から一定の見通しを共有する必要があるとの観点から記載しております。幅の考え方を示すこと自体が事業実施を前提とするものではなく、関係者間の理解促進や調整に資する情報整理として位置付けております。</p>
37	<p>「高規格堤防の幅・・・（途中省略）・・・支援方策を検討する」の記載について、高規格堤防ありきの推進策を検討するという表現であり、長期的なビジョンとして適切とは感じられない。</p>	<p>本ビジョンにおける当該記載は、高規格堤防を含む河川対策が検討される場合において、周辺市街地との調整や関係者の負担軽減等に配慮する必要があることを示したものです。幅に関する支援方策の検討についても、事業の実施を前提に推進する趣旨ではなく、沿川の土地利用や市街地特性を踏まえた調整の考え方を整理したものと位置付けております。</p>

	頂いたご意見（要約）	頂いたご意見に対する考え方
38	<p>「【第一段階】・・・(途中省略)・・・高規格堤防整備等を推進する」の記載について、高台まちづくりの段階的整備目標に高規格堤防整備を位置付けることについては、適切性に疑問がある。高規格堤防は、耐越流性能に限界があることに加え、市街地における住民理解の形成が難しく、必要とされる幅が大きいことから移転費用が膨大となり、整備の進捗も極めて低い状況にある。また、海外では代替となる新たな工法が実用化されているほか、国内においても粘り強い堤防などの考え方が既に整理されている。これらを踏まえ、第一段階から高規格堤防整備を位置付けることには不利な条件が多く、高台まちづくり全体としても、事業手法の選択について再検討が必要であると考えられる。</p>	<p>本ビジョンは、個別の工法や事業の優先順位、実施の可否を判断するものではなく、具体的な整備手法や事業の採用に当たっては、技術的妥当性、費用対効果、地域特性、住民理解等を踏まえ、国や関係機関において総合的に検討・判断されるべき事項であると考えております。</p> <p>段階的整備目標の第一段階において高規格堤防整備等を位置付けているのは、施設の能力を上回る洪水等に対し、現時点において、越水、浸透、侵食といった要因による堤防の決壊を回避する唯一の手法であることを踏まえたものです。</p>
39	<p>大規模水害により長期間の浸水が継続した場合、下水道合流区域では汚水の排除が困難となり、生活排水の滞留や逆流により、衛生環境が著しく悪化するおそれがある。とりわけ、汚水の氾濫による感染症の拡大や、夏季の高温多湿環境下における悪臭や熱中症など、健康被害のリスクが懸念される。</p> <p>また、床上浸水後の消毒対応を担う保健所については、広域・長期の浸水被害が発生した場合、十分な対応が困難となる可能性があることから、特別区の保健所等との連携を含めた体制整備の検討が必要である。</p> <p>このような衛生・健康面のリスクについても、大規模水害対策の中で重要な課題として位置付け、非常時における生活衛生対策のあり方について検討を進めることが求められる。</p>	<p>広域・長期の浸水被害が発生した場合には、保健所による対応の困難化も想定されることから、関係自治体や関係機関との連携のあり方を含めた検討は重要な視点であると認識しております。</p> <p>本ビジョンは、首都「東京」における大規模水害に対し、被害の発生を抑制・軽減するための防災・減災対策を中心に、その基本的方向性を整理するものであることから、非常時における生活衛生対策や、保健所の具体的な対応体制のあり方について、個別具体的に示すことまではしていませんが、衛生・健康面に関する課題認識及び対策検討のご意見につきましては、今後の大規模水害対策や関係施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
40	<p>【下線部追記提案】</p> <p>○所有者不明等の場合でも調査を進められるような新たな調査手続の活用や、都市部における官民境界の先行的な調査等の地域特性に応じた効率的手法の導入を促進しながら、令和6年度に創設した介護保険情報の活用や無反応な所有者等への調査通知に係る新たな手続などを活用し、調査を円滑かつ迅速に推進する。さらに、こうした手続の活用にとどまらず、介護施設・高齢者施設への入居や病院への入院を契機として対象不動産が空き家となる場合に、当該施設を通じて行政への情報提供を義務付ける条例の整備を検討することで、所有者情報の早期把握と不動産取引の流動化を一層促進する。</p>	<p>介護施設や医療機関から行政へ情報提供を義務付けることについては、個人情報の取扱いや施設側の業務負担、利用者の受療行動への影響など、多角的な検討を要する論点が多いと認識しております。</p> <p>現時点においては、まず既存制度の適切な活用を通じて対応を進めていくこととしており、ご意見につきましては、今後の取組を検討していく上での課題認識として受け止め、参考とさせていただきます。</p>
41	<p>水害対策の意識啓発にあたっては、防災と福祉の連携を図り、自主防災会と社会福祉協議会等の協力を進めることが重要である。あわせて、「マイタイムライン」と関連付け、避難行動に資する健康づくり（日常的な歩行等）の取組を促進することが有効であるため、追記を検討されたい。</p>	<p>平素の健康づくりが災害時の避難行動に一定の好影響をもたらすとのご指摘については、災害時の行動力向上という観点から、その趣旨を認識しております。</p> <p>本ビジョンは、災害に強い首都「東京」の形成に向け、公助として取り組む防災・減災施策の基本的方向性を整理していることから、日常的な健康づくりなど、個人の判断と行動に委ねられる自助の取組について、個別具体的に位置付けることまでは想定していませんが、防災と福祉の連携や、健康づくりと「マイタイムライン」を関連付けた取組のご意見につきましては、今後の取組の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>

	頂いたご意見（要約）	頂いたご意見に対する考え方
42	<p>短時間で急発達する豪雨の予兆を的確に捉えるためには、既存のレーダー観測を補完する新たな観測手法の活用が重要であるため、下記内容の追記を検討されたい。</p> <p>○「局地的大雨の発生に先行する大気境界層の水蒸気・熱フラックス等の熱力学的前兆シグナルをリアルタイムで把握する観測体制を構築し、閾値超過の検知を既存レーダー観測網の集中スキャン起動トリガーとして活用することで、降水検知の早期化と避難情報発令のリードタイム確保を図る。」</p>	<p>本ビジョンは、災害に強い首都「東京」の形成に向け、国と東京都が共通の認識のもとで取り組む防災・減災施策の基本的方向性を整理することを目的としており、局地的な大雨等の危険性を迅速に把握・周知するための観測・予測や警戒情報の発表については、気象業務法に基づく気象観測や警報等の発表体制の中で整理されており、これを踏まえた避難情報の発令については、災害対策基本法に基づく別途の制度・計画体系において定められております。</p> <p>ご意見につきましては、局地的な大雨への対応力強化に関する一つの視点として受け止め、今後の取組を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
43	<p>水害対策に関する住民や企業への意識啓発は重要であり、冊子「東京マイ・タイムライン」を学校や区市町村等で展開し、都民一人ひとりの適切な避難行動を促す取組に賛同する。あわせて、企業向けの作成セミナーの実施や、若い世代にも活用しやすい形として「東京都防災アプリ」での運用を進めることは有効である。</p> <p>また、ハザードマップの周知やマイタイムラインの作成・活用に関する普及啓発については、産官学が連携して取り組むことで、より高い効果が期待される。</p>	<p>水害対策に関する住民や企業への意識啓発は重要であり、都民一人ひとりが適切な避難行動をとることが被害軽減につながると認識しております。</p> <p>また、冊子「東京マイ・タイムライン」の展開や、企業向けセミナーの実施、「東京都防災アプリ」を活用した取組は、マイタイムラインの普及・定着に資する有効な取組であると考えております。</p> <p>本ビジョンにおいて位置付けているハザードマップの周知やマイタイムラインの作成・活用については、区市町村や関係機関、産官学が連携して推進することが重要であり、今後も関係主体と連携しながら、普及啓発に取り組んでまいります。</p>
44	<p>荒川や江戸川などの大河川が決壊した場合、ゼロメートル地帯を中心に、広域かつ長期間にわたる深刻な被害が想定されている。</p> <p>一方で、大規模水害時にどのような事態が発生し、都民や企業の暮らしや経済活動にどのような影響が及ぶのかについて、十分な認識が共有されていない点が課題である。</p> <p>大規模水害では、家屋の損壊等による大きな経済的損失が生じることが想定されることから、被災後の生活や事業の再建に向けた備えの重要性について、理解を促す取組が必要である。</p> <p>このため、風水害による損害を補償する火災保険等の制度を有用な情報として、イベントやシンポジウム等の機会を通じて周知し、防災意識の向上と早期復興への備えにつなげて頂きたい。</p>	<p>本ビジョンは、災害に強い首都「東京」の形成に向け、公助として取り組む防災・減災施策の基本的方向性を整理していることから、保険制度の内容やその活用方法、普及啓発といった自助の取組について、個別具体的に示すことまでは想定しておりませんが、被害の深刻さに対する認識の共有が十分でない点というご意見につきましては、理解促進や防災意識の向上を図る上での課題認識の一つとして受け止め、今後の取組を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
45	<p>「幅員6m以上」「幅員4m以上6m未満」の各数値基準について、管理上の名目幅員ではなく、電柱や消火栓、街灯、植栽鉢等の障害物を除いた実際の有効通行幅員を基準として適用する旨を明確にする必要がある。</p> <p>木造住宅密集地域の防災生活道路では、名目上は基準を満たしていても、障害物の存在により実質的な通行幅が狭く、緊急車両の通行や避難経路としての機能が十分に確保されていない事例が少なくない。</p> <p>緊急時の通行性や避難の実効性は有効幅員によって左右されることから、防災上の実効性を確保する観点で、整備目標の幅員基準については有効幅員であることを明示することが重要である。</p>	<p>防災生活道路における道路幅員の評価に当たって、電柱や消火栓、植栽鉢等の障害物の存在により、名目上の道路幅員と実際の通行可能幅員が乖離している場合があるとのご指摘は、緊急車両の通行性や避難経路としての実効性を確保する観点から、重要な視点であると認識しております。</p> <p>本ビジョンにおける数値基準は、木造住宅密集地域における防災まちづくりの方向性や整備の目標像を示すためのものであり、個別路線における幅員の測定方法や、電柱・占用物等の具体的な取扱いまでを規定するものではなく、詳細な基準や運用については、道路管理や占用調整等の実務を担う関係制度・計画等において整理されるべき事項であると考えております。</p> <p>なお、道路の通行機能や防災上の実効性を確保することは重要であり、現地の状況を踏まえた適切な整備や管理が図られるよう、引き続き防災まちづくりの取組を推進してまいります。</p>

	頂いたご意見（要約）	頂いたご意見に対する考え方
46	<p>重点整備地域の指定にあたっては、自然災害リスクに加え、武力攻撃事態等を含む安全保障上の複合的なリスクも考慮した検討が必要である。</p> <p>特に、防衛関連施設が立地する地域については、国民保護法に基づく都道府県・市町村の国民保護計画との連携を図りながら、重点整備地域の指定や防災まちづくりの取組を優先的に進めることが重要である。</p> <p>あわせて、大規模災害や有事の際の都民の安全確保を目的として、緊急一時避難施設（シェルター等）の整備を、まちづくり施策と一体的に推進する仕組みについても検討を求める。</p>	<p>首都「東京」が政治・行政・経済の中核機能や重要インフラを高度に集積しており、ひとたび重大な機能障害が生じた場合には、我が国全体に甚大な影響を及ぼし得るとのご意見につきましては、課題認識の一つとして受け止めております。</p> <p>本ビジョンは、主として大規模自然災害を念頭に、首都「東京」における災害リスクと防災まちづくりの方向性を整理するものであることから、「防災都市づくり推進計画」に基づき、老朽木造建築物が特に集積するなど、早期に防災性の向上を図る地域として、「重点整備地域」として指定しています。</p> <p>武力攻撃事態等の人為的事象への対応については、国民保護法等に基づく別途の制度・計画体系において整理されるべき事項であり、新たに項目として位置付けるものではありませんが、今後の施策検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
47	<p>墨田区京島二丁目地域は、地震時の建物倒壊や火災の危険性が極めて高い重点整備地域であり、大規模災害時には深刻な被害が想定されている。本ビジョンにおいて示されている不燃化特区制度による各種支援策は、耐震化・不燃化を進める上で重要な取組である。</p> <p>一方で、当該地域では高齢化が進行しており、費用負担や後継者不在などの理由から、住宅の耐震化・不燃化が十分に進んでいない実態がある。住民の自助努力や現行の公的支援だけでは限界がある中、災害時に甚大な被害が生じる可能性が高い住宅が依然として残存していることが課題である。</p> <p>このため、耐震化・不燃化の「実効性」をより高める観点から、重点整備地域において、従来の支援制度に加え、危険性の高い住宅の解消を社会全体の利益として捉えた、より踏み込んだ取組の必要性を検討すべきである。具体的には、公的関与を一層強化し、プッシュ型で耐震・防火改修を進めることが可能となる新たな地域指定や制度的枠組みについて、追記を検討されたい。</p>	<p>本ビジョンは、国と東京都が共通の認識のもと、ハード・ソフト両面から防災まちづくりを推進していく基本的方向性を整理していることから、地域指定の見直しや新たな制度創設、いわゆるプッシュ型の改修手法といった具体的措置までを示すことまではしていませんが、実情を踏まえると不燃化・耐震化の対策が十分に進みにくい面があるのご意見につきましては、個別施策や関連計画の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
48	<p>マンション防災は、管理組合による自立的な防災活動が基盤である。一方で、現状では、防災活動を行っている管理組合が「自主防災組織」として登録・認定されていないケースが多いため、このような管理組合について自主防災組織としての認定を促進し、自治体等との連携を図られたい。</p> <p>また、管理組合の防災活動が進みにくい要因の一つとして、他の管理組合との経験共有や情報交換の機会が限られ、個々の管理組合が孤立しがちである点が挙げられる。首都圏各地では、管理組合や区分所有者による自主的な勉強会や情報交流の取組が行われていることから、このような団体に対する支援強化及び管理組合間の経験交流・情報交換の場の提供を望む。</p>	<p>いただいたご意見は、管理組合が主体となった防災活動が、マンション防災において一定の役割を果たしていること、また、平常時の備えや居住者間の連携の重要性についても認識しております。</p> <p>あわせて、自主防災組織としての位置付けや自治体支援との接点、管理組合相互の情報共有のあり方については、マンション防災を考える上での論点の一つであると受け止めております。</p> <p>管理組合による防災活動は、災害対策基本法における自助・共助の考え方に基づき、各マンションや居住者の主体的な判断と取組として進められる性格のものであることから、本ビジョンへ示すことまではしていませんが、今後の取組等を検討する上での参考とさせていただきます。</p>

	頂いたご意見（要約）	頂いたご意見に対する考え方
49	<p>「東京とどまるマンション」の取組は、災害時における在宅避難の推進に資する重要な施策であり、評価できる。一方で、マンションにおける在宅避難の実効性を高めるためには、断水など長期化するインフラ被害を前提とした具体的な課題への対応が不可欠であるため解決策を検討頂きたい。</p> <p>特に、断水時に水洗トイレが使用できなくなることは、在宅避難における最大の課題の一つであり、配管安全確認や復旧までの期間が長期化する場合も想定される。このため、携帯トイレの十分な備蓄や、汚物量を抑制する工夫など、住戸内で完結できるトイレ対策の普及促進が重要である。また、飲料水や食料などの支援物資についても、マンション居住者が自ら備蓄できる量には限界があり、特にエレベーター停止時には高層階居住者が物資を受け取ることが困難となる。こうした課題に対応するため、平時から物資搬送を補助する設備や仕組みの導入、あわせて安全に運用するための訓練・支援体制の検討が求められる。</p> <p>さらに、飲料水備蓄については、品質特性を踏まえた合理的な製品選定や、期限表示の考え方に関する情報提供を進めることで、都民やマンション管理組合による必要十分な備蓄の促進と、備蓄コストの軽減につながると考えられる。</p>	<p>「東京とどまるマンション」の取組は、災害時における在宅避難の推進に資する重要な施策であり、その実効性を高めていくことは重要であると認識しております。特に、断水等により生活インフラの被害が長期化した場合におけるトイレ利用や物資の確保・搬送といった課題は、マンションにおける在宅避難を想定する上で留意すべき論点であると受け止めております。</p> <p>本ビジョンは、国と東京都が共通の認識のもと、ハード・ソフト両面から防災まちづくりを推進していく基本的方向性を整理していることから、各マンションにおける設備導入や具体的な運用方法、個別の解決策までを示すことまではしていませんが、ご意見につきましては、都民や管理組合に対する普及啓発や情報提供の在り方を検討する上での重要な示唆であると受け止めております。</p> <p>また、飲料水の備蓄に関する製品特性や期限表示の考え方に関する情報提供についても、合理的な備蓄行動を促す観点から有用であると認識しており、今後の防災啓発や取組推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>
50	<p>5.2.5「マンション防災の推進」の末尾に、下記内容の追記を検討されたい。</p> <p>3) 災害時避難住宅の整備・確保</p> <p>○大規模地震発生時には、被災・損壊したマンション等からの避難者が多数発生することが想定されることから、東京都内に分散した形で、構造安全性・居住機能・バリアフリー対応等の一定の基準を満たす民間住宅（賃貸住宅・空き住戸等）と協定を締結し、災害時に優先的に避難住宅として活用できる体制を整備する。</p> <p>○協定締結住宅の確保にとどまらず、平時から高い住宅性能と即応性を備えた避難住宅の新規建設を促進するための誘導策（容積率緩和、補助制度等）を検討する。</p> <p>○さらに、大規模広域災害時には都内からの域外疎開が必要となる場合も想定されることから、近隣都県との間で、被災者の疎開先住宅の相互確保・受け入れに係る広域協定の締結を検討する。」</p> <p>首都直下地震においては最大約20万棟の建物被害が想定されており、公的避難所のみでは受け入れ容量が不足することは明白である。民間住宅を活用した分散型の避難住宅確保と広域疎開体制の構築は、マンション防災の実効性を高める上でも不可欠な補完策である。なお、本提案は水害時の垂直避難・広域避難の取組とも密接に関連するため、両節に横断的に位置付けることも検討されたい。</p>	<p>いただいたご意見は、首都直下地震発生時には、マンションを含む多数の建物被害が生じ、多くの被災者が住まいを失うことが想定されることから、公的避難所のみでは受け入れに限界があるとのこと指摘として認識しております。また、民間住宅を活用した分散型の避難住宅の確保や、状況に応じた域外疎開を含む広域的な受入体制の構築は、被災者の生活の安定を図る上で有効な方策の一つであると考えております。</p> <p>本ビジョンは、国と東京都が共通の認識のもと、ハード・ソフト両面から防災まちづくりを推進していく基本的方向性を整理していることから、民間住宅との協定内容や住宅建設に係る具体的な誘導策、広域協定の枠組み等について、個別・詳細に示すことまではしていませんが、今後の住宅施策や防災施策の具体化、関係計画の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本ビジョンにおいては、公的避難所に加え、民間施設の活用や広域的な連携を含めた多様な避難・受入の在り方を組み合わせていくという考え方を、水害対策等も含む各節で位置付けております。</p>
51	<p>デジタル技術活用による被災状況の早期把握の項目では、DXや衛星データの活用が示されているが、急発達する積乱雲による局地的豪雨を的確に捉えるためには、衛星観測だけでは把握が困難な大気下層の状態を補完する観測体制が重要であるため、下記内容の追記を検討されたい。</p> <p>○「衛星観測では把握が困難な大気境界層の熱力学的状態をリアルタイムで補完するため、地上設置型の気象ライダー等によるプロファイリング観測装置の整備を推進し、既存レーダー観測網との連携による局地的大雨の早期検知体制の構築を図る。」</p>	<p>本ビジョンは、国と東京都が共通の認識のもと、ハード・ソフト両面から防災まちづくりを推進していく基本的な方向性を整理することを目的としており、特定の観測技術や観測装置、個別の整備内容や配置計画等を、網羅的に記載する構成とはしていませんが、いただいたご意見につきましては、複合災害を含む災害リスクへの対応力を高める観点から、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

	頂いたご意見（要約）	頂いたご意見に対する考え方
52	<p>令和6年能登半島地震等を踏まえ、都市復興訓練を継続的に実施し、復興まちづくりへの備えを強化する取組に賛同する。</p> <p>首都「東京」において、大規模洪水や首都直下地震による甚大な被害を回避するためには、国・東京都によるハード・ソフト両面の防災まちづくりの推進とともに、都民や企業の主体的な参画が重要である。特に首都直下地震では、住宅損壊等による大きな経済的被害が想定されることから、被災後の生活再建や早期復興の観点で、公共性の高い制度である地震保険の役割は大きい。</p> <p>一方、東京都の地震保険付帯率は全国平均を下回っており、都としても関係団体と連携し、都民への普及啓発をさらに推進願いたい。</p>	<p>いただいたご意見は、ハード・ソフト両面から防災まちづくりの取組を実効性のあるものとするためには、行政による施策の推進に加え、都民や企業の主体的な取組や参画が重要であるとの観点から、重要な示唆を含むものと認識しております。</p> <p>本ビジョンは、災害に強い首都「東京」の形成に向け、公助として取り組む防災・減災施策の基本的方向性を整理していることから、地震保険等の自助の取組を個別に位置付けてはおりませんが、平常時からの備えとして、都民や事業者による自助の取組が重要であるという基本的な認識は共有しております。</p> <p>引き続き、都民や企業の理解と協力を得ながら、総合的な防災・減災対策及び復興力の向上に向けた取組を進めてまいります。</p>
53	<p>「○共同施設としての避難スペースや電気設備の確保等に対し、社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業（水害対策型））等により支援する。」と記載されているが、令和7年度の社会資本整備総合交付金の交付要綱改正により、市街地再開発事業については補助対象が重点化（絞り込み）され、地区要件に該当しない限り、再開発事業の中で水害対策として避難スペースで電気設備の確保等を行っても、交付金の対象にはならない。そのため、水害対策を行う事業に対して、交付金対象にするなどの新たな地区要件を設定頂きたい。</p>	<p>社会資本整備総合交付金につきましては、限られた財源の中で事業効果を最大化する観点から、施策の重点化や対象要件の見直しを行っているところであり、市街地再開発事業においては、都市政策上の喫緊の課題に対応する位置づけのある地区において実施される、必要性・緊急性の高い事業に交付対象を絞り込んだところです。</p> <p>一方、近年の気候変動等を踏まえ、水害を含む自然災害への備えは重要性を増しており、市街地における避難スペースの確保や非常時の電気設備の確保など、防災・減災に資する取組の必要性については認識しております。</p> <p>このため、水害対策として避難スペース等を整備する事業については、都市安全確保拠点整備事業等により支援をしているところです。</p>
54	<p>モデル地区における取組記載について、下記内容で修正頂きたい。</p> <p>・舟渡地区・新河岸地区における避難計画の具体化と湛水時間の短縮に向けた検討</p>	<p>いただいたご意見を基に修正いたします。</p>